令和３年度事業計画

内閣府がまとめた令和２年版「高齢社会白書」によると、令和元年 10 月１日現在の総人口は１億 2,617 万人、65 歳以上人口は 3,589 万人で、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 28.4%となっています。

就業の状況については高齢化が進む中でも、収入を伴う仕事の継続をすることについて、約９割が 60 歳を超えても働きたいと考えており、高い就業意欲が伺われます。

一方、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の収束に見通しが立たず、経済活動が制約されたため雇用情勢は厳しい状況が続きました。

当センターにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先としたことから、現在の就業機会を確保・継続していくことに重点を置きました。

このような状況の中、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の効果に期待するとともに、引き続き感染防止に努めながら事業を進めてまいります。しばらくは、厳しい経営環境が続くものと思われますが、安全就業の推進、会員の確保、就業機会の確保・継続を積極的に進めるとともに、令和 2 年度に感染防止の観点から実施を見合わせた事業について、令和３年度に改めて計画します。

なお、「座間市公共施設再整備計画」に基づく「福祉拠点施設再整備プログラム」の「生きがいセンター移転整備事業」実施に伴い、座間市シルバー人材センターも令和 4 年 4 月に東原にある「座間市立リサイクルプラザ」に移転する予定です。

新たな場所でのシルバー人材センターが、「生涯現役」の活動拠点として、より一層高齢者に役立つ窓口になるよう準備を進めてまいります。

令和３年度目標値
新規入会会員　　１５０人
就業延人員　　６６，０００人日（労働者派遣事業含む）
就業率　　９４．０％

実施計画
（１）雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

（２）雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
①　引き続き就業情報を会報等に掲載し、情報提供に努めます。
②　適正就業ガイドラインを活用し、シルバー人材センターの働き方に理解を求めます。
③　「就労支援員」の企業訪問による、就業機会の獲得に努めます。
④　「適正就業の推進」については、依頼主の理解と就業会員の適正な働き方により、契約形態の見直しが進んでいますが、今後も引き続き適正就業の推進に努めます。
⑤　就業内容に応じた契約方法等の提案に努めます。
⑥　直接雇用が難しい高齢者の受け皿となり、人材を必要とする企業へ紹介ができるような仕組みづくりを検討します。

（３）就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習
①スキルアップ講習会
植木就業希望者へ植木班元班長による研修会
訪問型サービスＡ従事者研修会

（４）高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業
①入会説明会・手続きの実施
１回の来所で入会手続きまで行えるよう、説明会と入会手続きを同日に開催します。事前に資料を取得できるよう、公共施設等１８か所に配架します。
また、日を特定せず高年齢者の就業相談に応じます。
②会報・ホームページでの情報発信
会報「シルバーざま」を利用した、就業情報、講習会開催情報の提供に引き続き努めます。

ホームページについては、事務局サイドの情報発信ツールとして更なる充実を図ります。

③ボランティア・啓発活動の実施

シニアライフいきいき応援窓口事業の新たな取り組みとして、高齢者施設等を対象としたイベントの企画・立案に取り組みます。（仮称：シニアライフプロモーション）

１０月の普及促進啓発月間を含め、市役所市民ホールでの啓発活動を継続して実施します。

(5)高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

①日々の生活を豊かにするために

・体験型研修会「スマホ教室」

市内の名所名跡の検索等を予定しています。

②生涯現役のために

・ざま生涯学習宅配便を活用した各種講座の実施

(6)その他目的を達成するために必要な事業

①会員の増強

引き続き「シニアライフいきいき応援窓口」を活用した会員の獲得を行うとともに、イベントの企画・立案（仮称：シニアライフプロモーション）による退会会員の抑制に努めます。

会員状況調査により会員ニーズを把握し、就業意欲のある会員が希望する職種と現状で紹介可能な職種のミスマッチについて説明し、職種の転換がスムーズにできるようサポートします。

②安全・適正就業の推進

安全就業のため、会員一人一人が「事故にあわない、起こさない」が意識できるような啓発活動を安全・適正就業委員会で検討します。

③地区懇親会への支援

④事務局体制の強化

多様化するニーズに対応するため、各種研修会に参加し、事務局の資質の向上を図ります。

なお、トラブルに迅速かつ適正に対応できるよう、弁護士と顧問契約を締結します。

事業を実施するうえで、全国シルバー人材センター事業協会並びに神奈川県シルバー人材センター連合会との連携を密にすることで時代に即した事業を実施します。